平成２４年（フ）第１９４号
岡山県倉敷市宮前72番地１　アメニティ倉敷W―201
債務者　山下　直樹
1　決定年月日時　平成24年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４８号
埼玉県久喜市南栗橋９丁目２番地１
債務者　川手　　弘
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４９号
埼玉県久喜市南栗橋９丁目２番地１
債務者　知野　幸江
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７０号
埼玉県川口市西川口１丁目26番４―705号　ジェム西川口ルミオール、旧住所埼玉県川口市西川口１丁目29番３―808号　ライオンズマンション西川口第11
債務者　中莖　妙子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１７９号
さいたま市南区根岸２丁目８番４―405号
債務者　石橋　裕光
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
千葉県館山市船形878番地の４
債務者　田中まみ子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第１１２２号
埼玉県川口市芝西２丁目１番７号　タウンハイツ６―103号
債務者　山崎　和樹
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４６号
埼玉県川口市東川口６丁目10番17号　東川口コーポ101号
債務者　津上　　力
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
埼玉県越谷市大字大房939番地６
債務者　松崎　輝匡
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
埼玉県春日部市豊野町１丁目29番地21
債務者　高橋　幸夫
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３２号
埼玉県春日部市豊野町１丁目29番地21
債務者　高橋美世子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
千葉県館山市上真倉1847番地の８
債務者　大古　　勇
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第３７２号
大阪府泉南市中小路２丁目769番地の１関空泉南ハイツⅡ601号室
債務者　石城戸好美
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
大阪府岸和田市大工町14番18号
債務者　問屋　優介
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４２６号
大阪府岸和田市池尻町248番地
債務者　魚福こと　蕎原屋福次
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
北海道士別市西１条16丁目3141番地56　コーポセントーサ103号
債務者　上村　弘貴
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１３号
北海道士別市東丘３丁目３番30号
債務者　菅原　展彰
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１０９号
青森県南津軽郡藤崎町大字葛野字前田62番地８
債務者　櫻庭　寿世
1　決定年月日時　平成24年８月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで　青森地方裁判所弘前支部